

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会
第 1 回輸送警備専門委員会 次第

日 時 令和 7 年 2 月 28 日(金) 午後 1 時 30 分から
場 所 前橋市議会棟 3 階 303 会議室

1. 開会
2. 事務局あいさつ
事務局長（文化スポーツ観光部長） 小 坂 和 成
3. 委員長あいさつ
前橋地区タクシー協議会 会長 諸 井 克 之 様
4. 輸送警備専門委員会 委員自己紹介
5. 報告事項
 - (1) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要
 - (2) 前橋市における開催競技及び開催施設
 - (3) 開催に向けた主な準備経過
 - (4) 前橋市開催推進総合計画
 - (5) 前橋市準備委員会 専門委員会規程
 - (6) 輸送警備専門委員会の概要
6. 審議事項
 - 第 1 号議案
第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
輸送・交通基本計画（案）について
 - 第 2 号議案
第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
消防防災・警備基本計画（案）について
7. その他
8. 閉会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会

第1回輸送警備専門委員会

日 時 令和7年2月28日(金) 午後1時30分から

場 所 前橋市議会庁舎 3階 303 会議室



第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029
83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会
第 1 回輸送警備専門委員会 目次

◆報告事項

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要	1
前橋市における開催競技及び開催施設	5
開催に向けた主な準備経過及びスケジュール	7
前橋市開催推進総合計画	11
前橋市準備委員会 専門委員会規程	15
輸送警備専門委員会の概要	18

◆審議事項

【第 1 号議案】

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 前橋市輸送・交通基本計画（案）	19
---	----

【第 2 号議案】

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 前橋市消防防災・警備基本計画（案）	20
---	----

◆参考資料

前橋市準備委員会 会則	21
前橋市準備委員会 組織図	26
前橋市準備委員会 開催基本方針	27

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要

【国民スポーツ大会】

1 目的

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的として行われる。

なお、本大会は、昭和 21 年に第 1 回大会を開催して以来、都道府県持ち回りで開催され、都道府県対抗で競技を実施する国内最大のスポーツの祭典である。

2 主催

公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

開催時期	令和 11 年 9 月 ～ 10 月
開催期間	11 日間以内
会 期	開催 3 年前（令和 8 年度）までに公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定

4 愛称・スローガン・マスコットキャラクター

愛 称：「湯けむり国スポ・全スポぐんま」

ス ロ ー ガ ン：未定

マスコットキャラクター：ぐんまちゃん

5 実施予定競技

① 正式競技

ア 概要

以下の「今後の国民体育大会（2024 年から国民スポーツ大会、以下同じ）の目的、性格について」に合致するとともに、わが国の各年齢層にわたって顕著な普及が認められ、国民の間に広く浸透している競技。

<今後の国民体育大会の目的、性格について>

■「新しい国民体育大会を求めて ～国体改革 2003～」(概要版)

21 世紀の新しい国体を、より競技性の高い国内トップレベルの大会として構築し、ジュニアからトップアスリートを含む幅広い競技者層を対象に競技者の発掘・育成の場として、充実・活性化の促進

■「国体の今後のあり方プロジェクト提言骨子」

国民体育大会は、わが国スポーツ界の中核をなす競技者が一同に会し、都道府県対抗のもとに毎年開催される国内最大・最高の総合スポーツ大会とする。各競技会は国内を代表するトップクラス層の競技者により高い水準で競われ、国際的に通用す

る競技力向上の一翼を担うとともに、国民各層のスポーツへの関心を高めることを目的とする。

イ 開催競技 37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
ボクシング	バレーボール	体操
バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車
ソフトテニス	卓球	軟式野球
相撲	馬術（隔年実施競技）	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン
弓道	ライフル射撃	剣道
ラグビーフットボール	スポーツクライミング	カヌー
アーチェリー	空手道	銃剣道
クレー射撃	ボウリング	ゴルフ
トライアスロン		

※第 82 回大会（令和 10 年）～ 第 85 回大会（令和 13 年）では、「なぎなた」と「馬術」が隔年で開催される。

② 特別競技

ア 概要

高等学校野球（硬式・軟式）を開催し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。

イ 開催競技 1 競技

高等学校野球(硬式・軟式)

③ 公開競技

ア 概要

競技の普及をはじめ、国民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会の実現のため、正式競技以外の競技を対象に以下の条件を満たす競技。

(ア) 公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体の競技であること。

(イ) 当該競技団体の支部組織が、24 以上の都道府県において、当該都道府県体育協会に加盟していること。

イ 開催競技 9 競技

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

④ デモンストレーションスポーツ

ア 概要

国民スポーツ大会における正式競技、特別競技、公開競技以外の競技で、県民誰もが参加でき、生涯を通してスポーツに親しむきっかけ作りや交流の輪を広げること等を目的に行われる競技。

イ 開催競技

原則として開催都道府県体育・スポーツ協会加盟団体の競技であること。これ以外の競技を実施する場合は、開催地都道府県の特性を生かしたもの、あるいは開催地都道府県民のスポーツ推進のため重点的に実施されているもので、いずれも当該都道府県体育・スポーツ協会の推薦する競技であること。

6 その他

今年度（令和6年度）開催される第78回（佐賀県）大会以降、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことを期待し、スポーツ基本法一部改正されたことに伴って、大会名称が「国民体育大会」から「国民スポーツ大会」に変更され、略称は「国スポ」という。

【全国障害者スポーツ大会】

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的としている。

2 主催

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、群馬県、会場地市町村、各種競技団体

3 開催時期、期間及び会期

開催時期	令和 11 年 10 月
開催期間	原則として国スポの直後 / 3 日間
会 期	開催 3 年前（令和 8 年度）までに日本障がい者スポーツ協会が開催県と協議して決定

4 実施予定競技

【正式競技】 14 競技（個人 7 競技、団体 7 競技）

「個人 7 競技」

陸上競技（身体・知的）	水泳（身体・知的）
アーチェリー（身体）	卓球（身体・知的・精神）
フライングディスク（身体・知的）	ボッチャ（身体）
ボウリング（知的）	

「団体 7 競技」

バスケットボール（知的）	車椅子バスケットボール（身体）
ソフトボール（知的）	グラウンドソフトボール（身体）
フットソフトボール（知的）	バレーボール（身体・知的・精神）
サッカー（知的）	

【オープン競技】

広く障がい者の間に普及する観点から有効と認められるもの。

5 その他

全国障害者スポーツ大会は、第 56 回（2001 年）の国民体育大会から設立された障害者のスポーツ大会である。

また、令和 11 年の第 28 回群馬県大会から、略称が「全スポ」に統一される。

**第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
前橋市開催競技及び開催施設**

1 国民スポーツ体育大会

【正式競技】14 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
—	総合開会式・閉会式	—	日本トーターグリーンドーム前橋
1	陸上競技	全種別	正田醤油スタジアム群馬
2	水泳（競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング）	全種別	新敷島公園水泳場（仮称）
3	サッカー	少年男子 （全種別）	前橋総合運動公園群馬県工陸上競技場・ サッカー場
		少年女子及 び成年男子 （一部）	コーエィ前橋フットボールセンター
4	バレーボール（6 人制）	成年男女	ヤマト市民体育館前橋
	バレーボール（ビーチバレーボール）	全種別	旧前橋市立広瀬中学校跡地
5	体操（トランポリン）	全種別	ヤマト市民体育館前橋
6	自転車（ロード）	全種別	前橋市特設ロードレースコース
	自転車（トラック）	全種別	日本トーターグリーンドーム前橋
7	ソフトテニス	全種別	株式会社ピーエムシー 前橋総合運動公園テニスコート
8	柔道	全種別	ALSOK ぐんま武道館
9	ソフトボール	少年男子	登利平桃ノ木川グラウンド
10	弓道	全種別	ALSOK ぐんま武道館弓道場
11	ライフル射撃 （センター・ファイア・ピストル）	成年男子	群馬県警察学校射撃場
12	剣道	全種別	ALSOK ぐんま武道館
13	スポーツクライミング （リード、ボルダー）	全種別	ALSOK ぐんまアリーナ ALSOK ぐんまサブアリーナ
14	馬術	全種別	林牧場群馬県馬事公苑

【公開競技】1 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
1	スポーツチャンバラ	全種別	ALSOK ぐんま武道館

【デモンストレーションスポーツ】2 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
1	ユニカール	全種別	ALSOK ぐんま武道館
2	フォークダンス	全種別	ALSOK ぐんま武道館

2 全国障害者スポーツ大会

【個人競技】3 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
1	陸上競技（身体・知的）	全種別	正田醤油スタジアム群馬
2	水泳（身体・知的）	全種別	新敷島公園水泳場（仮称）
3	卓球（身体・知的・精神）	全種別	A L S O K ぐんま総合スポーツセンター

【団体競技】1 競技

No.	競 技	種 別	開催施設
1	フットソフトボール（知的）	全種別	登利平桃ノ木川グラウンド

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
開催に向けた準備経過（※ の部分は本市関係分）

年 度	月・日	内 容
H28	06. 29	(公財)群馬県スポーツ協会が第83回(令和11年)国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出
	08 ～	県が全市町村を訪問し、本県における2巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	01. 23	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が、本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	02. 20	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、知事が第83回国民体育大会及び第28回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	03. 09	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、「第83 回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	03. 21	平成29年3月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第83回(令和11年)国民体育大会の招致を決定
H29	05. 24	知事、県教育長、(公財)県スポーツ協会会長が、文部科学省(スポーツ庁)及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	07. 18	(公財)日本体育協会が群馬県を第83 回国民体育大会の開催申請書提出県として了解(内々定)
	03. 20	群馬県準備委員会「設立総会」「第1回総会」「第1回常任委員会」
H30	08. 09	群馬県準備委員会「第1回市町村連絡会議」「第1回競技団体連絡会議」
	08～10	市町村競技会開催意向調査 及び 競技団体競技会意向調査を実施
	10～12	第83回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
R01	03. 19	群馬県準備委員会「第2回総会」(書面表決)
R02	04. 01	群馬県準備委員会の名称を「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称
	10. 08	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更(令和10年から令和11年)
	11. 04	群馬県準備委員会「第2回常任委員会」

R02	11. 04	【正式競技】会場地市町村第1次選定・・・5競技 ・陸上競技 ・サッカー ・自転車（トラック） ・柔道 ・ソフトボール	全種別 少年男子 全種別 全種別 少年男子
	11. 11	群馬県準備委員会「第2回市町村連絡会議」「第2回競技団体連絡会議」	
	12. 22	群馬県準備委員会「第3回総会」（書面表決）	
R03	02. 04	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」（書面表決）	
	02. 04	【正式競技】会場地市町村第2次選定・・・4競技 ・体操（トランポリン） ・スポーツクライミング（リード、ボルダー） ・水泳（競泳、飛込、水球、アーティスティックスイミング） ・弓道	全種別 全種別 全種別 全種別
	02. 09	群馬県準備委員会「第3回市町村連絡会議」「第3回競技団体連絡会議」	
	03. 09	群馬県準備委員会「第4回総会」（書面表決）	
R04	06. 21	スポーツ庁へ要望書を提出	
	08. 03	群馬県準備委員会「第5回総会」（書面表決）	
	10. 13	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」（書面表決）	
	10. 13	【正式競技】会場地市町村第3次選定・・・1競技 ・ライフル射撃（センター・ファイア・ピストル）	全種別
	10. 14	群馬県準備委員会「第4回市町村連絡会議」「第4回競技団体連絡会議」	
	11. 01～	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集	
	12. 21	群馬県準備委員会「市町村・競技団体説明会」	
	03. 22	群馬県準備委員会「第5回常任委員会」	
	03. 22	【正式競技】会場地市町村第4次選定・・・5競技 ・ソフトテニス ・馬術 ・自転車（ロード） ・剣道 ・バレーボール（6人制）	全種別 全種別 全種別 全種別 成年男女
	03. 22	大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表	
	03. 23	群馬県準備委員会「第5回市町村連絡会議」「第5回競技団体連絡会議」	

R05	07. 19	群馬県準備委員会「第6回総会」 （書面表決）
	08. 09	中央競技団体による正規視察 ライフル射撃(センター・ファイア・ピストル)・・・群馬県警察学校
	08. 30	群馬県準備委員会「第6回市町村連絡会議」
	09. 28	中央競技団体による正規視察 ソフトテニス・・・前橋総合運動公園テニスコート
	10. 12 ～ 10. 17	先催県「かごしま国体」視察 ・12日（木）サッカー 会場：南さつま市 鹿児島県立吹上浜海浜公園運動広場 他 ・13日（金）弓道 会場：出水市 出水市総合運動公園特設弓道会場 ・14日（土）柔道 会場：鹿児島市 西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ） ・15日（日）馬術 会場：霧島市 霧島市牧園特設馬術競技場 ・16日（月）ソフトテニス 会場：鹿児島市 東開庭球場 ・17日（火）陸上、総合閉会式 会場：鹿児島市 鹿児島県立鴨池陸上競技場
	11. 13	中央競技団体による正規視察 体操（トランポリン）・・・ヤマト市民体育館前橋
	11. 17	ソフトボール・・・登利平桃ノ木川グラウンド
	11. 22	柔道・・・ALSOKぐんま武道館
	12. 12	弓道・・・ALSOKぐんま武道館弓道場
	12. 22	バレーボール（6人制）・・・ヤマト市民体育館前橋
	01. 17	陸上競技・・・正田醤油スタジアム群馬
	01. 31	群馬県準備委員会「第6回常任委員会」 （書面表決）
	01. 31	【公開競技】会場地市町村第1次選定・・・1競技 ・スポーツチャンバラ
	02. 05	中央競技団体による正規視察 自転車（トラック）・・・日本トーターグリーンドーム前橋
	02. 05	自転車（ロード ）・・・前橋市特設ロードレースコース
	02. 09	剣道・・・ALSOKぐんま武道館
	02. 22	スポーツクライミング ・・・ALSOKぐんまサブアリーナ
	02. 27	先進地視察（東京都立川市・杉並区、ビーチバレー関係）

R05	03. 11	群馬県準備委員会「第7回市町村連絡会議」「第6回競技団体連絡会議」
	03. 21	中央競技団体による正規視察 馬術・・・林牧場群馬県馬事公苑
	03. 22	群馬県準備委員会「第7回常任委員会」
	03. 22	【正式競技】会場地市町村第6次選定・・・1競技 ・バレーボール（ビーチバレーボール） 全種別 【正式競技】競技会場地等の変更・・・1競技 ・サッカー 少年男子・成年男子（一部）・少年女子（一部） 【総合開・閉会式】会場地市町村選定 ・日本トーターグリーンドーム前橋
	03. 26	中央競技団体による正規視察 バレーボール（ビーチバレーボール）・旧前橋市立広瀬中学校跡地
	03. 27	群馬県準備委員会「第8回市町村連絡会議」「第7回競技団体連絡会議」
R06	04. 01	令和6年4月の前橋市組織改正に伴い、文化スポーツ観光部スポーツ課内に「国民スポーツ大会準備室」を新設
	05. 10	中央競技団体による正規視察 サッカー・・・コーエイ前橋フットボールセンター 他
	07. 17	(公財)日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定。これに伴い、第28回全国障害者スポーツ大会の群馬県開催が併せて内定。
	08. 02	群馬県準備委員会「第7回総会」（書面表決）
	08. 21	前橋市準備委員会「設立発起人会」
	08. 30	群馬県準備委員会「第8回常任委員会」（書面表決）
	09. 09	群馬県準備委員会「第9回市町村連絡会議」「第8回競技団体連絡会議」
	09. 15 ～ 09. 17	先催県 S A G A 2 0 2 4 国スポ視察 ・15日、17日 水泳（競泳、飛込） 会場：佐賀市 S A G A アクア ・16日 バレーボール（ビーチバレー） 会場：伊万里市 イマリンビーチ
	09. 27	前橋市準備委員会「設立総会・第1回総会」
	12. 02	群馬県準備委員会「第10回市町村連絡会議」「第9回競技団体連絡会議」
	12. 10	前橋市準備委員会「第1回常任委員会」

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 前橋市開催推進総合計画

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会（以下「湯けむり国スポ・全スポぐんま」という。）の成功に向け、地域の一体感の醸成を図る市民総参加の大会を目指すとともに、選手・監督をはじめ本市を訪れるすべての方々にとって有益な大会となるよう、前橋市開催基本方針に基づき、前橋市開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、湯けむり国スポ・全スポぐんまを一過性のスポーツイベントとせず、市民一人ひとりが「する」「みる」「ささえる」といったさまざまな形でスポーツに触れるきっかけとし、この開催を通じて市民がふるさとに愛着と誇りを持てる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等と緊密な連携、相互協力のもと創意工夫をこらした魅力あふれる大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

湯けむり国スポ・全スポぐんまに対する市民の関心や参加意識を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・産業など、本市の多彩な魅力を全国に発信する。

（4）市民協働

市民一人ひとりが、湯けむり国スポ・全スポぐんま開催の意義を理解し、年齢や性別、障害の有無に関わらず、さまざまな立場で積極的に参加し、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていく。

（5）観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かい気持ちでお迎えし、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

（6）宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々を温かい気持ちでお迎えし、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

(7) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、医療救護体制及び防疫対策の確立を図る。

(8) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑で効率的な運営を図るとともに、既存の競技施設及び競技運営に必要な用具等を最大限活用し、可能な限りスマートな大会とする。

(9) 式典

県等と緊密に連携し、選手の負担にならないよう、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、本市の特色を生かした式典とする。

(10) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、湯けむり国スポ・全スポぐんま開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(11) 輸送交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場、その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察、その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会「湯けむり国スポ・全スポぐんま」前橋市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】は、別表のとおりとする。年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会「湯けむり国スポ・全スポぐんま」前橋市開催推進総合年次計画【年度別業務一覧】（初版）

年度		令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
逆年		5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催県		佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県
主要行事		大会開催内定 中央競技団体正規視察 準備委員会設立	国スポ 関東ブロック大会（幹事県）	大会開催・会期決定 日本スポーツ協会・文部科学省総合視察 実行委員会へ改組		リハーサル大会〈リハ大会〉開催	第83回国民スポーツ大会開催 実行委員会解散
準備組織		準備委員会設立・総会開催 常任委員会 開催 総務企画専門委員会 開催 宿泊衛生専門委員会 開催 競技式典専門委員会 開催 輸送警備専門委員会 開催		実行委員会へ改組・総会開催			実行委員会解散総会開催
総務企画専門委員会	①総務企画 ②財務	県準備委員会との連絡調整 開催基本方針策定 開催推進総合計画策定	開催推進総合計画進行管理 企業協賛取扱要項作成 大会経費調査検討	県実行委員会との連絡調整 企業協賛の推進 〈リハ大会〉経費検討	〈リハ大会〉予算編成	〈リハ大会〉予算執行・決算 大会経費予算編成	大会予算執行・決算 大会識別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
	③広報	市国スポ準備室HP開設	広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 実行委員会HP 開設準備	実行委員会HP開設	大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
	④市民協働		市民運動基本計画策定 市民運動の推進 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集	〈リハ大会〉ボランティア業務計画作成	ボランティア募集・説明会開催 〈リハ大会〉ボランティア配置 大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア配置
	⑤観光・おもてなし			観光、おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討 〈リハ大会〉案内所・休憩所等設置 〈リハ大会〉売店設置	歓迎装飾・ガイドブック作成等の実施 大会案内所・休憩所等設置 大会売店設置

年度		令和6年度（2024年度）	令和7年度（2025年度）	令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）	令和11年度（2029年度）
逆年		5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年
開催県		佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県
宿泊衛生専門委員会	⑥宿泊		宿泊基本計画策定		〈リハ大会〉宿泊実施要項作成	〈リハ大会〉配宿実施	大会配宿実施（宿泊本部設置） 大会弁当調達実施
					大会弁当調達要項作成	〈リハ大会〉弁当調達実施	
⑦医事・衛生			医事・衛生基本計画策定	医療救護要項作成	医療救護実施マニュアル作成	救護所設置計画作成	救護本部・救護所設置
					〈リハ大会〉救護所設置計画作成	〈リハ大会〉救護所設置	
				防疫対策要項作成	防疫対策実施マニュアル作成	防疫対策の推進	
				食品衛生対策要項作成	食品衛生対策実施マニュアル作成	食品衛生対策の推進	
				環境衛生対策要項作成	環境衛生対策実施マニュアル作成	環境衛生対策の推進	
競技式典専門委員会	⑧競技	公開競技・デモスポ開催競技選定	競技運営基本計画策定	競技用具整備の推進		競技別実施要項作成	競技別プログラム作成・配布
			競技用具整備計画の検討・作成				
			競技役員等編成案の検討・作成			競技役員等の編成決定	競技役員等の編成・委嘱
				競技会係員・補助員編成計画作成		競技会係員・補助員の編成決定・養成	競技会係員・補助員の編成・委嘱
			〈リハ大会〉実施検討	〈リハ大会〉開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項作成	競技別リハ大会プログラム作成・配布	
	⑨式典		式典基本計画策定		炬火イベント検討	式典実施要項作成	各競技会開会式・表彰式の実施
						炬火イベント実施計画・要項作成	炬火イベント実施
					情報通信基本計画策定	公開競技・デモスポ実施要項作成	公開競技・デモスポ開催
						情報通信業務実施要項作成	情報通信施設架設設置
						〈リハ大会〉情報通信施設架設設置	
⑩施設			施設整備基本計画策定				
			施設整備の推進・点検				
輸送警備専門委員会	⑪輸送交通		輸送交通基本計画策定	輸送交通業務実施要項作成	〈リハ大会〉輸送計画作成	輸送計画作成	輸送本部設置
						〈リハ大会〉計画輸送実施	
⑫消防・警備			駐車場等調査、確保			車両誘導計画作成	
				消防防災、警備基本計画策定	消防防災、警備実施要項作成	消防防災、警備計画作成	消防警備本部設置
					〈リハ大会〉消防防警備計画作成	〈リハ大会〉消防防警備本部設置	
全国障害者スポーツ大会		会場地市町村・競技施設の選定					第28回全国障害者スポーツ大会
		準備推進（競技役員養成、ボランティア養成、競技用具の整備等）					

※年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
前橋市輸送・交通基本計画（案）

1 目的

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会「湯けむり国スポ・全スポぐんま」における選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通業務については、「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、本計画を定める。本市の交通事情を勘案し、交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 基本事項

（1）輸送対策

- ア 原則として既存の公共交通機関の利用を促進し、料金は自己負担とする。
- イ 競技会場、練習会場、宿舎への輸送は、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認める場合、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。
- ウ 他市と共催で行う競技に係る大会参加者の輸送については、当該市と協議のうえ、別に定める。

（2）交通対策

- ア 大会参加者の関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。
- イ 大会参加者の関係車両、一般観覧者の車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

（3）駐車場対策

- ア 競技会場及び練習会場の周辺における駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。
- イ 大会参加者の関係車両における駐車場利用は、運営上の必要最低限とし、一般観覧者の車両を含む一般車両と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。
- ウ 一般観覧者には自家用車での来場自粛を呼びかけ、駐車場利用を最小限にする。

（4）環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、群馬版MaaSの活用による公共交通機関や、シェアサイクルcogbe等自転車の積極的な利用、自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会
前橋市消防防災・警備基本計画（案）

1 目的

第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会「湯けむり国スポ・全スポぐんま」における消防防災・警備業務については、「第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会前橋市開催推進総合計画」に基づき、本計画を定める。競技会場、その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察、その他関係機関（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 基本事項

（１）消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災やその他の災害予防、災害発生時における情報収集伝達及び避難誘導、救急・救助等に関する対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、防火・防災に対する意識の向上を図る。

（２）警備対策

- ア 競技会場等における事故及び事件の防止を重点とした、警備体制、通信体制、関係機関等との連絡協力体制の確立や、警備員の訓練等、諸対策を講じる。
- イ 大会期間中には、関係機関等と連携を図って防犯対策を強化し、犯罪の予防・防止に努める。また、必要に応じた適切な誘導を行う。

（３）大規模災害対策

- ア 前橋市地域防災計画を踏まえ、大規模災害の発生時における情報収集伝達及び避難誘導、救急・救助等に関する対策を講じる。
- イ 大規模災害が発生、または発生する恐れがあり、前橋市災害対策本部が設置された場合には、当該本部及び関係機関等と緊密に連携し対応する。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
前橋市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会（以下「準備委員会」という。）会則（令和6年9月27日施行）第13条第3項の規定に基づき、準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類並びに準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。
 - (1) 委員長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
 - (2) 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を委員長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

- (3) 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- (4) 委員長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- (5) 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- (6) 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- (7) 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した者（以下、「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し、必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規定は、令和6年12月10日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること 2 財務に関すること 3 広報に関すること 4 市民運動に関すること 5 観光・おもてなしに関すること 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること 2 医療及び事務に関すること 3 環境衛生及び食品衛生に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

競技式典 専門委員会	1 競技運営に関すること 2 施設整備に関すること 3 式典に関すること 4 その他競技運営に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること
輸送警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること 2 駐車場に関すること 3 消防防災及び警備に関すること 4 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること

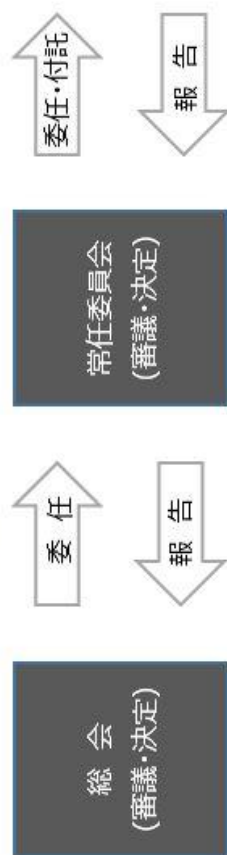
前橋市準備委員会 輸送警備専門委員会の概要

◆専門委員会の設置

- ・前橋市準備委員会会則（参考資料1）第13条に基づいて設置。
- ・任期は総会に準じ、「準備委員会」の目的（＝湯けむり国スポ・全スぽぐんまの円滑な運営）が達成されたときまでとなる。なお、異動等による専門委員会委員の変更は妨げない。

◆組織体制及び常任委員会からの付託・委託事項

※ 詳しい組織図は参考資料2を参照してください



輸送警備専門委員会（調査・審議）	
付託事項	委託事項
1 輸送及び交通に関すること 2 駐車場に関すること 3 消防災及び警備に関すること 4 その他輸送警備に関すること	左記付託事項のうち事業の実施に関すること
総務企画	宿泊衛生
競技式典	

◆業務スケジュールについて

- ※ 詳しいスケジュールは報告事項4（年次計画）を参照してください
- ※ 各計画や要項は、各専門委員会にて審議の後、翌年度の常任委員会で決定し、総会で報告されます

年度	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）
開催県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県	長野県	群馬県
専門委員会開催	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
輸送警備業務	各基本計画の審議	各要項の審議	各要項の審議	リハーサル大会準備	リハーサル大会	本大会
					各計画の審議・実施	
						本大会準備

◆その他

- ・異動等により委員に変更が生じた場合でも、委嘱状は今回のみの配布とします。
- ・委員の変更については、次回専門委員会開催の前に確認予定です。変更の可能性がある場合は、各所属内にて引継ぎをお願いいたします。
- ・専門委員会の開催は年に1回程度を予定していますが、随時調査協力や、専門的なアドバイスを願っていますが、専門的な場面が出てくる見込みです。その際にも、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会 前橋市準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会前橋市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 83 回国民スポーツ大会及び第 28 回全国障害者スポーツ大会において、前橋市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 前橋市を代表する者
- (2) 前橋市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 会長は、前橋市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会長を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 準備委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 議会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面議決）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- 1 会長は、返信期限を定め、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
- 2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

- 3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)
- 第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、前橋市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和 6 年 9 月 2 7 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この会の設立当初の会計年度は、第 1 9 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までとする。

第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会

前橋市準備委員会 組織図

【事務局：文化スポーツ観光部スポーツ課内】

【総会】審議・決定（市準備委員会会則第 11 条第 4 項関係）

- ・競技会の開催に係る基本方針に関すること
- ・会則の制定及び改廃に関すること
- ・事業計画及び事業報告に関すること
- ・予算及び決算に関すること
- ・常任委員会に委任する事項に関すること
- ・その他重要な事項に関すること

委任

報告

【常任委員会】審議・決定（市準備委員会会則第 12 条第 7 項関係）

- ・総会から委任された事項に関すること
- ・総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
- ・専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること
- ・その他委員長が必要と認める事項に関すること

委任・付託

報告

【専門委員会】調査・審議（市準備委員会会則第 13 条第 2 項関係）

- ・常任委員会から委任又は付託された事項の調査・審議

総務企画専門委員会

（総務、企画、広報、市民協働、歓迎、おもてなし等）

宿泊衛生専門委員会

（宿泊、観光、医事、衛生等）

競技式典専門委員会

（競技、式典、施設等）

輸送警備専門委員会

（輸送、交通、駐車場、警備、消防等）

※準備の進捗に合わせて、各専門委員会を順次設置。

なお、専門委員会委員は、準備委員の各団体からの事務責任者等をもって構成する。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 前橋市開催基本方針

1 基本方針

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会は、前橋市の理念である「市民一人ひとりが個性と能力を生かし、個々に輝くことにより新しい前橋らしさを創造するまち」の実現に向けて、地域の一体感の醸成を図る市民総参加の大会を目指します。

また、大会の実施にあたっては、既存施設の有効活用や経済的負担の軽減を最大限図るとともに、大会の開催を契機として、心身の健全な発達、健康の維持増進など全ての市民が誇りと愛着を持つことが出来る活力と魅力あふれる地域社会の実現を目指すことのできる大会となるよう、市民の総力を結集し、取り組むものです。

2 実施目標

(1) 前橋版スマート国スポ・全スポの開催

既存施設の有効活用を最大限図ることで、経済的負担の軽減に努めるとともに、群馬版MaaSの活用など、市内の企業や団体と連携を図り、更にICT技術を積極的に取り入れることで、スマートな大会運営を目指します。

(2) スポーツを「する、みる、ささえる」機会の創出

大会の開催を通して、市民がスポーツを「する、みる、ささえる」機会を創出することで、生涯にわたってスポーツに親しみ、健康の維持増進を図り、人と人及び地域との交流促進に努める機会となる大会を目指します。

また、競技環境の構築を図ることで、次世代を担う選手の育成を担う環境の構築につなげ、未来への有益な投資となる大会を目指します。

(3) アスリートファーストの大会運営

市民一人ひとりがおもてなしの精神を持ち、全国から参加する選手が最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、オール前橋でアスリートファーストの大会運営に努めます。

(4) 前橋市の財産を全国へ発信する大会

水と緑にあふれる豊かな自然環境、絹遺産をはじめとする歴史文化、全国有数の農業生産力など、このまちで暮らしてきた先人たちが永きにわたって愛し、育て、残してきた本市の財産を全国へ発信する機会とする大会を目指します。